

山口県迷惑行為防止条例

(平成12年12月19日条例第47号)

改正 平成27年10月条例第46号、令和元年10月第19号、7年3月第2号、8年3月第19号

山口県迷惑行為防止条例をここに公布する。

山口県迷惑行為防止条例

(目的)

第1条 この条例は、人に著しく迷惑を及ぼすような方法で行われる行為を防止し、もって県民の日常生活の平穩の保持に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「公共の場所」とは、道路、公園、広場、駅、興行場、飲食店その他の不特定かつ多数の者の利用に供されている場所をいう。

2 この条例において「公共の乗物」とは、汽車、電車、乗合自動車その他の不特定かつ多数の者の利用に供されている乗物をいう。

(卑わいな行為等の禁止)

第3条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、人を著しく羞恥させ、又は人に著しく嫌悪の情を催させるような方法で、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- (1) みだりに他人の身体に接触すること（衣服等の上から接触することを含む。）。
- (2) 他人の身体又は下着（これらのうち現に衣服等で覆われている部分に限る。以下「身体等」という。）を見る目的で、手鏡その他の人の姿態を映すことができる器具を他人のスカートの下に差し出し、他人のスカートの下からのぞき込み、又は他人のスカートをまくり上げること。
- (3) 他人の身体等を撮影し、又は録画する目的で、写真機、ビデオカメラその他これらに類する機器（以下「写真機等」という。）を他人の身体等に向け、又は設置すること。
- (4) 写真機等を使用して他人の身体等を撮影し、又は録画すること。
- (5) 他人の身体等を見、又は撮影し、若しくは録画する目的で、赤外線を利用して衣服等を透かして身体等を見ることができる機器（以下「透視機器」という。）を他人の姿態に向け、又は設置すること。
- (6) 透視機器を使用して他人の身体等を撮影し、又は録画すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、他人に対し、みだりに卑わいな言動をすること。

2 何人も、事務所、教室、貸切バスその他の特定かつ多数の者の利用に供されている場所若しくは乗物又はタクシーその他の不特定の者の利用に供されている乗物（公共の乗物を除く。）において、前項に規定する方法で、同項第2号から第6号までのいずれかに該当する行為をしてはならない。

3 何人も、正当な理由がなく、第1項に規定する方法で、次の各号のいずれかに該

当する行為をしてはならない。

- (1) 衣服の全部又は一部を着けない状態にある他人（住居、浴場、更衣室、便所その他人が通常当該状態にいるような場所にいる者に限る。以下この項において同じ。）の姿態をのぞき見ること。
- (2) 前号の状態にある他人の姿態を撮影し、又は録画する目的で、写真機等を他人の姿態に向け、又は設置すること。
- (3) 写真機等を使用して第1号の状態にある他人の姿態を撮影し、又は録画すること。
- (4) 他人の身体等を見、又は撮影し、若しくは録画する目的で、透視機器を他人の姿態に向け、又は設置すること。
- (5) 透視機器を使用して他人の身体等を撮影し、又は録画すること。

（粗暴行為の禁止）

第4条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、多数人であることによる影響力を利用して、人に著しく不安を覚えさせるような方法で、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- (1) 他人に対し、いいがかりをつけ、かつ、その進路に立ち塞がり、その身边に群がり、又はその者につきまとうこと。
- (2) 他人に対し、みだりに金品の贈与（実質的に贈与と認められる金品の貸付けを含む。）を要求し、かつ、その進路に立ち塞がり、その身边に群がり、又はその者につきまとうこと。

（嫌がらせ行為の禁止）

第5条 何人も、正当な理由がなく、特定の者に対する妬み、恨みその他の悪意の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者のうち、同一の者に対し、次の各号のいずれかに該当する行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等を除く。）を反復して行ってはならない。この場合において、第1号から第4号まで及び第5号（電子メールの送信等に係る部分に限る。）に掲げる行為については、身体の安全、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限るものとする。

- (1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ち塞がり、住居等の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。
- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (3) 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。
- (4) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (5) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をか

- け、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 2 前項第5号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに該当する行為（電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。
- (1) 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。次号において同じ。）の送信を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為を行うこと。（不当な客引き行為等の禁止）
- 第6条 何人も、公共の場所において、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。
- (1) 人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売又は提供について、客引きを行うこと。
- (2) 歓乐的雰囲気醸し出す方法により客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供について、客引きを行うこと。
- (3) 異性に対する好奇心をそそるような方法により客に接して飲食をさせる行為（酒類を提供するものに限り、かつ、歓乐的雰囲気醸し出す方法により客をもてなして飲食をさせる行為を除く。次号において同じ。）又はこれを仮装したものの提供について、客引きを行うこと。
- (4) 人の性的好奇心をそそる行為を提供する営業、歓乐的雰囲気醸し出す方法により客をもてなして飲食をさせる行為を提供する営業又は異性に対する好奇心をそそるような方法により客に接して飲食をさせる行為を提供する営業に関する情報の提供について、利用者となるよう勧誘を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、他人に対し、身体若しくは衣服を捕らえ、所持品を取り上げ、進路に立ち塞がり、又はつきまとい、執ように客引きを行うこと。
- 2 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に前項の規定に違反する行為をさせてはならない。

3 何人も、第1項第1号から第4号までに掲げる行為（以下「客引き等」という。）の状況等を勘案して公安委員会が定める地域内の公共の場所において、客引き等を行う目的で、公衆の目に触れるような方法により客引き等の相手方となるべき者を待ってはならない。

4 警察官は、前項の規定に違反して客引き等の相手方となるべき者を待っていると認められる者に対し、当該客引き等の相手方となるべき者を待つことをやめるべき旨を命ずることができる。

（指示）

第7条 公安委員会は、前条第1項第1号の観覧、販売若しくは提供、同項第2号及び第3号の提供又は同項第4号の情報の提供を事業として行う者（以下「事業者」という。）又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該事業に関し、同項から同条第3項までの規定に違反したときは、当該事業者に対し、当該違反行為の再発を防止するため必要な指示をすることができる。

（事業の停止）

第8条 公安委員会は、事業者が前条の指示に従わなかったとき、又は事業者若しくはその代理人、使用人その他の従業者が当該事業に関し第6条第1項から第3項までの規定に違反したときは、当該事業者に対し、6月を超えない範囲内で期間を定めて当該事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（聴聞の特例）

第9条 公安委員会は、前条の規定により事業の停止を命じようとするときは、山口県行政手続条例（平成7年山口県条例第1号）第12条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 前条の規定による処分に係る聴聞を行うに当たっては、その期日の1週間前までに、山口県行政手続条例第14条第1項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前項の通知を山口県行政手続条例第14条第3項に規定する方法によって行う場合においては、同条第1項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、2週間を下回ってはならない。

4 前条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

（適用上の注意）

第10条 この条例の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

（罰則）

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条第1項の規定に違反して、同項第4号又は第6号に掲げる行為をした者

(2) 第3条第2項の規定に違反して、同条第1項第4号又は第6号に掲げる行為を

した者

(3) 第3条第3項の規定に違反して、同項第3号又は第5号に掲げる行為をした者
2 常習として前項の違反行為をした者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第12条 第8条の規定による命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第13条 第3条又は第5条の規定に違反した者（第11条第1項に該当する者を除く。）は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

2 常習として前項の違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第14条 第6条第2項の規定に違反した者は、100万円以下の罰金に処する。

2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第15条 第6条第1項の規定に違反した者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第16条 第6条第4項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第17条 第4条の規定に違反した者は、20万円以下の罰金又は科料に処する。

2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第18条 法人（法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第12条又は第14条から第16条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月13日条例第46号）

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（令和元年10月8日条例第19号）

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

附 則（令和7年3月18日条例第2号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する

条例 1 条による改正附則)

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 8 年 3 月 2 4 日条例第 1 9 号)

この条例は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。